



令和 7 年 9 月 2 日

報道関係者 様

大阪市中心部で発生した火災を受けた緊急査察の実施について

→ 主な概要

令和 7 年 8 月 18 日に大阪市中心部で発生した雑居ビル火災に伴い、消防活動中の消防職員 2 名が死亡する被害が発生しました。

この火災を受けて、組合管内における類似の雑居ビルを対象に緊急査察を実施しております。

→ とき・ところ・内容

1 目的

市民の安全確保と火災の未然防止を図ることを目的とするものです。

2 実施期間

令和 7 年 8 月 25 日（月）から 9 月 5 日（金）までの間

3 実施対象物

飲食店舗が存する特定一階段等防火対象物※（管内約 20 件）

4 主な指導内容

- (1) 避難上必要な施設等の管理状況（避難経路、階段、防火戸等）
- (2) 防火管理の実施状況と消防用設備等の設置状況
- (3) その他消防法令違反に対する是正指導

※特定一階段等防火対象物とは、地階または 3 階以上の建物で屋内階段が 1 つしかなく、地階または 3 階以上に店舗、飲食店、病院や福祉施設などがある建物

【問合せ】

守口市門真市消防組合消防本部 予防課

電話 06-6906-1302（直通）